

## 韓国知的財産ニュース 2016 年 3 月前期

(No. 314)

発行年月日：2016 年 3 月 17 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

### ★★★目次★★★

このニュースは、3月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

#### 法律、制度関連

- 1-1 特許法改正の主要内容 (2016. 3. 4.)
- 1-2 「医薬品許可-特許連携制度」導入1年 (2016. 3. 14.)

#### 関係機関の動き

- 2-1 特許庁、IP 情報分野の起業支援プログラムを施行 (2016. 3. 2.)
- 2-2 特許庁、KOTRA と連携し海外知財権紛争時の初期対応を支援 (2016. 3. 3.)
- 2-3 第14回 IP5 特許分類実務グループ会議を開催 (2016. 3. 7.)
- 2-4 特許庁、知財権紛争調停に向け WIPO と協力 (2016. 3. 7.)
- 2-5 特許庁、標準特許創出の活性化を積極支援 (2016. 3. 7.)
- 2-6 特許庁、職務発明補償制度の拡大を推進 (2016. 3. 7.)
- 2-7 特許庁、「2015 年国家特許戦略青写真報告書」を発刊 (2016. 3. 9.)
- 2-8 特許庁、医療機器 IP 協議体定期総会を開催 (2016. 3. 13.)

#### 模倣品関連及び知的財産権紛争

※今号はありません。

#### デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 2015 年商標・デザイン出願上位 10 社を発表 (2016. 3. 8.)
- 4-2 特許庁、デザイン保護ガイドブックを発刊 (2016. 3. 11.)

#### その他一般

- 5-1 自動車ヘッドアップディスプレイに関する特許出願が増加傾向 (2016. 3. 7.)
- 5-2 エアコン関連特許出願、5 年間で 50% 急増 (2016. 3. 9.)

法律、制度関連

1-1 特許法改正の主要内容

韓国特許庁(2016.3.4.)

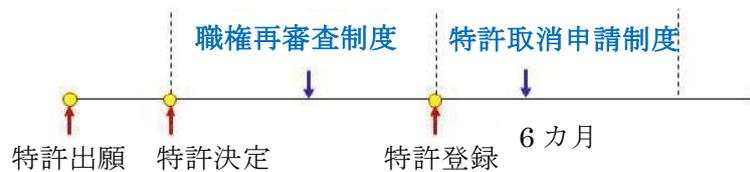
〈特許法改正の主要内容〉

- [1] 不良特許の予防に向けた特許検証の強化
  - (特許取消申請制度) 誰でも先行技術情報等の特許取消理由を提供すれば、審判官が判断し、迅速に不良特許を取消
  - (職権再審査制度) 特許決定後でも特許登録前の間に重大な瑕疵を発見したときは、特許決定を取り消し再度審査
- [2] 早期の権利確定及び正当な権利者の保護強化
  - (審査請求期間の短縮) 早期の権利確定に向け、5年から3年に短縮
  - (特許権移転請求制度) 他人が正当な権利者の発明を盗用して特許を受けた場合、裁判所への直接特許権移転請求が可能
- [3] その他の制度改善
  - (職権補正範囲の拡大) 迅速な審査のために、些細な記載不備等は審査官が職権で補正して特許決定できるように許容
  - (訴訟手続き中止申請制度) 当事者の申請によって特許に対する審決確定まで侵害訴訟等の手続き中止可能

□ 特許庁は、不良特許の予防に向けた特許検証の強化、早期の権利確定及び正当な権利者の保護強化に重点を置いて改正された特許法が2月29日に公布され、1年後の2017年3月1日から施行されると発表した。

○ 改正特許法は約2年間にわたって専門家委員会や公聴会等、約24回の意見聴取を経た課題を法に反映したもので、主要内容は以下のとおりである。

- [1] まず、不良特許の発生を最小限に減らし、誤って登録された特許を早期に整理できるように特許登録前後の特許品質監視を強化する。



○国民なら誰でも、特許登録後6ヵ月内に先行技術に基づいた取消理由を提出すれば、審判官が検討して特許を取り消す特許取消申請制度が導入される。

従来の無効審判制度では、申請人が審判・訴訟に直接係わらなければならなかったため負担が大きかったが、これからは取消理由さえ提出すれば、残りの手続きは特許庁が行うことになる。これによって複雑で手間のかかる無効審判を提起しなくても、不良特許を最小費用・最短期間で取り消すことができるものとみられる。

○また、特許決定後から特許登録前までの間に重大な瑕疵が見つかる場合、審査官が職権で特許決定を取り消して審査を再開することができる職権再審査制度も導入される。特許審査の品質を高めるとともに、特許の無効の可能性は下げられることが期待される。

[2] 早期の権利確定に向け、審査請求期間を5年から3年に短縮する。

○これにより、特許発明に対する権利確定が遅延される問題が解決されるだけでなく、事業化を準備中の企業等、第三者の特許監視負担も大きく減ると期待される。

\* (参考) 主要国審査請求期間: [米] 出願と同時に、[EPO] 2年、[中] 3年、[日] 3年

[3] 正当な権利者の保護強化に向けた特許権移転請求制度が導入される。

○他の人が正当権利者の発明を盗用して特許を受けた場合、この返還を受けるために、裁判所に直接特許権移転を請求できるようになる。

現在では、無効審判を提起してその特許を無効にした後、正当権利者が再び特許を出願し審査を受ける煩わしい手続きを踏まなければならない。

○そのため、これからは折角開発した技術やアイデアを盗用されたスタートアップ企業等が迅速かつ便利に特許権を返してもらうことができる見通しだ。

[4] この他に、些細な記載不備等で特許が拒絶される場合や、審査の手続きが遅延される場合を防止するために、審査官の職権補正範囲が拡大される。

また、当事者の申請により特許審判結果の確定時まで訴訟の手続きを中止させることができる制度が導入され、特許侵害訴訟等で技術専門機関である特許審判院の審判結果を多く活用できるようになる見通しだ。

- 今回に公布された改正特許法に対する詳しい内容は、特許庁のホームページ (<http://www.kipo.go.kr>) にて確認することができる。
- チャン・ワンホ特許審査企画局長は「今回の改正は、特許の検証を強化して不良特許を防止することで不要な特許紛争を予防するとともに、特許信頼性を向上させることに重点を置いた」と強調し「正当な権利者が奪取された自分の特許を容易に取り戻せるように制度を補完することで、特許基盤の創造経済の実現に貢献できるだろう」と話した。

## 1-2 「医薬品許可-特許連携制度」導入1年

韓国特許庁(2016. 3. 14.)

特許審判院は3月14日韓国製薬協会にて、製薬業界と共同で医薬品許可-特許連携制度と関連し、業界のあい路事項等を聴取するためのシンポジウムを開催する。

同シンポジウムは、医薬品許可-特許連携制度の導入1年(導入日2015. 3. 15)を迎え、制度施行後急激に増加\*した審判請求現況\*\*に関する説明を行うとともに、製薬業界とのコミュニケーションを強化するために開かれる。

\* 許可-特許連携制度の導入により、ジェネリックの製薬会社がオリジナル薬の特許を侵害していないという判断を受け、又は特許を無効にすれば、該当医薬品を独占販売(9ヵ月間)する「優先販売権」の確保が可能になったためだと分析される。

\*\* 許可-特許連携制度に係る審判請求の現況：2013年(49件)→2014年(216件)→2015年(1957件)

シンポジウムには、ジュ・ヨンシク特許審判院審判長を始め、40社以上の製薬会社の関係者ら50人余りが出席し、許可-特許連携制度の施行による主要経過事項や審決事例及び現況の発表が行われる。

特許審判院は制度施行後、増加する審判請求件数を処理しようと、増員や優先審判対象に含める等の取り組みを行った。具体的に、昨年医薬・化学分野の審判専門人材9人を増やし、医薬・化学分野の審判部を増設した。また、許可-特許連携審判事件を優先

審判対象に含め6ヵ月以内に処理するようにした結果、関連審判事件の57.5%に該当する1,098件(2015.3~2016.2全体1909件)を処理した。

今年も▲販売禁止又は優先販売権の確保に支障がないよう審判を処理し、▲正確な争点の把握及び透明性向上のために口述審理を強化して審判品質を向上させる一方で、▲優先販売権を確保するためのただ乗りや無分別な審判請求の防止により社会・経済的費用を削減し、▲特許顧客とのコミュニケーションを強化していく方針だ。

特許審判院の関係者は「同シンポジウムは、特許顧客とのコミュニケーションや協力を強化して、審判品質を高める契機になるだろう」と述べた。

## 関係機関の動き

### 2-1 特許庁、IP情報分野の起業支援プログラムを施行

韓国特許庁(2016.3.2.)

特許庁、中小企業庁、技術保証基金は、知的財産(IP)情報分野における民間部門の起業及び事業化の支援を始めると発表した。

特許庁は、技術分野の民間による起業ブームの造成及び優秀商品の事業化の促進に向け、中小企業庁、技術保証基金と共同で「2016 IP情報分野の起業支援プログラム」を実施すると発表した。

同プログラムは「知的財産」、「起業」、「技術保証」に対する各機関の専門性を結合してシナジー効果を引き出すよう企画され、2015年に初施行して以来、今年で2回目を迎えている。

特許庁は、事業化に必要な特許情報を無償支援し、中小企業庁は、起業教育及び事業費用を支援し、技術保証基金は、技術を担保に事業資金を保証し専門家のコンサルティングを提供する。

募集分野は、中小企業庁の起業支援プログラムである「スマート創作の場」と「スマートベンチャー起業学校」で、特許庁は、申請された課題のうち、起業アイデアが優秀な課題を選抜して募集分野別支援対象者を中小企業庁に推薦(スマート創作の場10チー

ム、スマートベンチャー起業学校 4 チーム前後)する。

〈中小企業庁の起業支援プログラムの概要〉

区分	スマート創作の場	スマートベンチャー起業学校
支援対象・支援規模	一般開発者 (IP 分野 10 チーム前後) -計 500 チーム、119 億ウォン	(予備)若者起業家 (IP 分野 4 チーム前後) -計 170 チーム、131.5 億ウォン
事業内容	IP 分野の開発教育及び起業の支援	SW 融合分野起業の集中支援
支援内容	開発教育及び試作品製作の支援	開発スペース、教育・メンタリング、マーケティングの支援
事業費支援	開発及び事業化資金 (最大 5 千万ウォン)	開発および事業化資金 (最大 1 億ウォン)

特許庁のイ・ジェウ情報顧客支援局長は「同プログラムは自立が困難な IP 情報分野の予備起業家及びスタートアップ企業を対象に各機関間の協力を通じて起業及び成長に必要な支援を行う起業支援プログラムである。IP 情報分野で優秀な事業アイデアを持っている情熱のある方々の多くの参加を期待する」と述べた。

特許庁は 4 月 13 日までに申請者を募集し、4 月末までに対象者を選定して中小企業庁に推薦する計画だ。IP 情報分野の予備起業家や起業から 3 年以内の企業が申請対象となり、支援対象、方法及び支援内容等については、特許情報開放ポータル (<http://plus.kipris.or.kr>)にて確認することができる。

2-2 特許庁、KOTRA と連携し海外知財権紛争時の初期対応を支援

韓国特許庁 (2016. 3. 3.)

特許庁は、今年 3 月から世界 125 カ所の KOTRA 貿易館を通して、海外で知財権紛争が発生した際、初期段階で即時に支援するサービス体制を稼動することを明らかにした。

従来は、海外知財権紛争の際、海外知的財産センター (IP-DESK) が位置した 11 都市で KOTRA を通じた支援が可能だったが、その他の地域では、韓国知識財産保護院本社への申請の上、審査を経なければならない等、紛争初期対応の支援に困難があった。

- \* IP-DESK 設置地域: ニューヨーク、LA、東京、フランクフルト、北京、上海、青島、広州、瀋陽、バンコク、ホーチミン

企業のこのような不便を解消するため、特許庁と KOTRA は、今年初めに KOTRA 本社に

「海外知財権保護事業団」を新設し、本社及び世界中の KOTRA 貿易館を通じて、現地で発生する知的財産権の紛争に関する支援の申請を受け付け、サービスを提供することにした。

支援対象は海外進出(予定)の中小・中堅企業となり、知的財産権の紛争発生時に現地専門家による法律諮問及び対応、模倣品の取り締まりや侵害調査費用の一部を支援する。法律諮問は、紛争の類型によって費用の 50~70%を提供し、侵害調査時には費用の 70%まで年間 1 千万ウォン限度で支援する。

さらに、紛争が拡大して長期的な対応が必要な場合には、韓国知識財産保護院が提供する法律及び特許分析を含めた総合的な紛争対応コンサルティングを支援する。

LED 照明機器等を輸出している中小企業フィルルクスのノ・シチョン代表は「特許庁の支援事業を通じて海外に先取り登録された商標を回収することができた。海外進出企業が紛争発生初期に同支援事業を積極的に活用すれば、とても有用であろう」と述べた。

## 2-3 第 14 回 IP5 特許分類実務グループ会議を開催

韓国特許庁(2016. 3. 7.)

特許庁は 3 月 7 日から 5 日間、政府大田庁舎にて五大特許庁会合である IP5 の分類専門家が集まって、分類改正プロジェクトについて議論する「第 14 回 IP5 特許分類実務グループ(WG1)会議」を開催すると発表した。

IP5 とは、韓国を始め欧州、米国、中国、日本の特許庁で構成された先進 5 カ国の特許庁の協議体であって、世界特許出願の 80%以上を占めており、2010 年から特許分類(WG1)、情報化(WG2)、審査政策実務(WG3)に関する国際協力を続けている。

今回の会議では、五大特許庁の専門家 26 人が参加して各庁で進めている特許分類に関する政策を共有し、出願動向を反映して特許分類体系をさらに精巧なものにするための方策について踏み込んだ議論を行う予定だ。

特許分類とは、特許を技術の特徴によって区分する分類体系のことで、審査官はこれを通じて審査業務を行う際、過去の特許文献を正確かつ迅速に検索することができる。特に、特許分類の統計情報は技術動向を把握できる有用な指標であり、企業や研究機関

で技術開発を決定する際に非常に重要な根拠資料として活用される。

韓国は、今回の会議を通じて、韓国で多く出願される有望な新技術の特許分類に集中反映し、五大特許庁で行った分類事例に関する研究結果も発表する予定だ。

特許庁のチャン・ワンホ特許審査企画局長は「正確な特許分類は、特許審査の品質と直接関係があるため、今回の会議を通じて特許分類体系をさらに精巧なものにし、審査品質の向上につなげたい」と話した。

## 2-4 特許庁、知財権紛争調停に向け WIPO と協力

韓国特許庁(2016. 3. 7.)

特許庁は、世界知的所有権機関(WIPO)と連携し、産業財産権紛争調停制度の活性化に取り組む計画だ。それに向け、特許庁と WIPO 仲裁調停センターは、3月11日午後1時、韓国知識財産センター(ソウル市江南区駅三洞)にて代替的紛争解決制度(ADR:Alternative Dispute Resolution)\*に関するセミナーを共催する。

\* 代替的紛争解決制度:裁判所の訴訟手続きや裁判ではなく、両当事者間で合意した仲裁・調停等によって紛争を自律的に解決する制度

最近、知財権紛争が増加し、迅速かつ安価な仲裁・調停等の代替的紛争解決制度の活性化が求められている。また、同制度には審判や訴訟に準ずる予測可能性と専門性が求められ、国際的な流れとの調和も必要だ。

今回のセミナーでは、特許庁が運営する産業財産権紛争調停制度に対する紹介に加え、WIPO 仲裁調停センターや韓国コンテンツ振興院等、国内外の諸機関の多様な ADR 制度や事例に触れることができる機会が提供される。

また、WIPO 韓国信託基金を活用して WIPO 仲裁調停センターで発刊した WIPO ADR ガイドブックについて、著者である Joyce Tan 弁護士(シンガポール)が主要内容を説明する場が設けられる。WIPO ADR ガイドブックは、特許庁と WIPO のホームページからダウンロードできる。

特許庁のパク・ソンジュン産業財産保護協力局長は「今回の WIPO との共同セミナーが産業財産権紛争調停制度をさらに活性化するきっかけになることを期待する。また、今後、途上国における ADR の活用・普及及び知財権の認識向上に向け、海外での ADR 制

度セミナーの開催を支援する予定だ」と述べた。

## 2-5 特許庁、標準特許創出の活性化を積極支援

韓国特許庁(2016.3.7.)

特許庁は、優れた技術を保有した中小・中堅企業及び大学・公共研究機関共研究機関が高付加価値標準特許を確保してグローバル市場を舞台に活躍できるよう、標準特許創出戦略の支援を実施すると発表した。

この6年間(2010~2015)特許庁は、国際標準関連技術分野で研究・開発(R&D)を行っている中小・中堅企業及び大学・公共研究機関を対象に、R&D課題の発掘・企画から課題終了後の標準化活動までの全プロセスにわたって、段階別に標準特許創出戦略を提供してきた。

これまでの支援の結果、世界3大標準化機構<sup>1</sup>が認めた韓国の標準特許数は2011年末300件に過ぎなかったが、昨年は782件と、2.6倍近く増え、新たに標準特許を保有した機関の数も14カ所から22カ所へと増加した。特に、(株)ウィルロス標準技術研究所の特許技術がオーディオ分野で国内中小企業では初めて、国際標準に登録される等、すでに成果が現れている。

今年の支援規模は、昨年より拡大(計37の課題、22.7億ウォン→計42の課題、28.6億ウォン)される見通しだ。特に、優れた技術を保有していながらも、標準特許の確保に困難を抱える韓国企業・機関の標準特許創出能力を最大化するための多角的な事業を推進する予定だ。

まず、未来部・産業部の標準化支援事業と連携し「標準特許創出戦略-標準案開発-標準化活動」をワンストップで支援する支援体制を構築する。

第二に、標準特許創出の可能性の高いR&D課題を発掘・企画するため、関係省庁と協力して標準特許の動向調査を実施し、関連する標準特許の戦略地図を構築する。また、このように選定されたR&D課題を通じて標準特許になり得る特許が出願されれば、引き続き集中支援する。

<sup>1</sup> 国際標準化機構(ISO、International Organization for Standardization)、国際電気技術委員会(IEC、International Electrotechnical Commission)及び国際電気通信連合(ITU、International Telecommunication Union)

第三に、国際標準化の進行過程においても、標準特許確保戦略を積極的に支援する。外国が提案した標準案に適時対応できるよう、標準化活動の専門家が特許分析と対応戦略を提供するという仕組みだ。

特に、外国の特許が含まれている標準案が国際標準に採択され、韓国企業・機関が膨大なロイヤルティーを支払うという事態を防止するため、未来部・産業部等の関係省庁及び産業界と「被害予防・対応専門担当協議体」を構成する等、緊密な協力体制を構築する方針だ。

最後に、産・学・研で自主的に標準特許の創出・活用に役立つ標準特許ガイドブックを制作・配布する。

同ガイドブックには、世界標準特許の現況と技術変化を一目で把握できるよう、技術分野別・保有機関別・権利者別の標準特許リストをまとめて提供する。また、一般人にとっても標準特許をどのように獲得するのか分かりやすくするために、国際標準の制定手続きと効率的な標準特許の確保方法も提供する計画だ。

特許庁のキム・テマン産業財産政策局長は「標準特許は、標準化された製品を作るためには使用せざるを得ないため、関連産業と市場支配力を強化するために全ての企業が標準特許の確保に総力を挙げている。だが、標準特許を確保するためには、標準化の進行状況と連携したきめ細かな特許戦略が必要となるので、韓国企業・機関の標準特許の創出を積極的に支援する方針だ」と話した。

## 2-6 特許庁、職務発明補償制度の拡大を推進

韓国特許庁(2016. 3. 7.)

□ 特許庁は、中小企業の研究開発(R&D)への投資意欲及び従業員の研究意欲を引き出し、技術及び人材の流出を防止するための職務発明補償制度を積極的に普及させるべく「中小企業職務発明メンターグループ」を構成し、職務発明補償制度のコンサルティング支援を積極的に推進することにした。

○職務発明補償制度とは、雇用契約や勤務規定に従業員の職務上発明を企業が継承するよう規定し、従業員に正当な補償をする制度であり、韓国企業の職務発明補償制度の導入率は2015年度時点で55.6%である。

\* 職務発明補償制度導入率の過去3年間の推移

:2013年 46.2%、2014年 51.5%、2015年 55.6%(出所:2015年知識財産活動実態調査)

○これを受け、特許庁は弁護士や弁理士、教授等、職務発明制度分野の専門家で構成される「中小企業職務発明メンターグループ」を立ち上げ、中小企業が職務発明補償制度を導入及び運営する際に発生する問題の解決を積極的に支援する。

□ 特許庁は、メンタープログラムの支援対象に選ばれた企業に職務発明メンターを派遣し「企業診断→制度導入→問題解決」の全過程についてコンサルティングを提供する。

○メンターグループは、知的財産活動能力が比較的脆弱な中小企業を中心に、制度の必要性(職務発明紛争の予防、企業の優秀人材の流出防止等効果)や制度導入時に与えられる各種の優遇(補償金に対する減税、認定による年次登録料減免等)を積極的にPRするとともに、制度を導入・補足して運営できるよう実質的な諮問を提供する予定だ。



<中小企業職務発明メンターグループ発足式>

(3月4日 14:00~16:00/韓国発明振興会大会議室)

□ 特許庁では、職務発明メンタープログラムを運営する一方で、企業経営に負担となる規制を改善するという趣旨から職務発明制度の改善策も講じる計画だ。

○特許庁のキム・ヨンソン産業財産政策課長は「職務発明補償制度は、従業員の技術開発成果を会社が活用し正当な補償を行う制度であり、コア技術及び優秀人材の流出防止に効果的だ」とし、「中小企業の職務発明補償制度がさらに拡大されるよう、様々な支援を惜しまない方針だ」と述べた。

スマートウォッチ、スマートグラス、スマートバンド等「ウェアラブルデバイス」技術は、情報通信メディア分野に関連する特許から導き出した388の中核技術の一つだ。同技術に係る特許は世界に4,342件(米国1,869件)あり、これを分析した結果、同技術は最近急浮上している有望技術であって韓国の特許競争力は良好だった。特に、グローバル企業の特許の壁はまだ厚くないため、新しいアイデアも登場し続け、韓国が積極的なアクションを取るのであれば、源泉・中核特許の先取りが可能になるものと分析された。ただ、よく知られていないMacgyver Acquisition LLC(米国特許81件確保)のような特許管理専門会社(NPE)の特許が多く(129件、6.9%)、特許の取引も非常に活発(193件、10.3%)であることから、今後特許紛争への備えが重要になると予測された。

- 「情報通信メディア」分野の特許戦略青写真報告書中「ウェアラブルデバイス」部分引用

特許庁は、6大産業分野\*の関連特許から導き出した1,688の中核技術を分析し、特許観点の未来有望技術とこれに対する特許先取り戦略を提示する2015年国家特許戦略青写真の最終報告書を発刊すると発表した。

\* 情報通信メディア、陸上輸送、製造基盤、半導体、ディスプレイ、電力/原子力

「国家特許戦略青写真」は、専門家らの直観や経験だけに依存して未来有望技術を発掘する慣行を改善しようと、特許庁が保有した3億件余りの特許ビッグデータを分析し、源泉・中核特許を先取りできる未来有望技術を探す事業で、2012年から始まった。

年度	青写真構築対象18大産業分野の現況	
2012年	3つ	①移動通信 ②バイオ産業 ③次世代ロボット
2013年	4つ	①産業融合 ②素材産業 ③エネルギー資源 ④環境・気象
2014年	5つ	①農林水産食品 ②部品 ③新・再生可能エネルギー ④海上/航空輸送 ⑤LED/光
2015年	6つ	①情報通信メディア ②陸上輸送 ③製造基盤 ④半導体 ⑤ディスプレイ ⑥電力/原子力

今回の報告書は18大産業分野に対する国家特許戦略青写真の構築を完成する4年次の報告書で、昨年3月からR&D企画専門家、技術専門家等58人の戦略委員と138人の実務委員、17の特許分析機関が共に参加して作成した最終結果だ。

同報告書は、各分野別総合報告書と IP 戦略報告書で構成され、6 代産業分野の 1,688 の中核技術に対して抽出された韓・米・日・欧州等、主要国の有効特許 91 万件を基に分析・作成された。特許観点から各技術の浮上性、源泉特許の確保可能性、グローバル競争の度合い、紛争可能性、新しい解決手段の登場有無等を総合的に分析した。特許観点からの有望技術(約 60 個)及び有望 R&D 課題(155 個)、主要出願人及び紛争履歴、主要特許リスト等、詳細な情報(計 18 冊、8 千頁)が盛り込まれている。

### <国家特許戦略青写真の最終報告書の構成>

<p>総合報告書 (計 6 冊)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 事業推進体系及びプロセスと産業分野別分析方法論</li> <li>- IP 戦略技術体系、浮上技術分析結果、有望技術導出過程・結果</li> </ul>	<p>電子ファイル (USB)配布 * 一部機関 冊子の配布</p>
<p>IP 戦略報告書 (計 12 冊)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 中核技術別深層分析を通じた IP 確保戦略の提示</li> <li>* 主な先導企業特許の History 及び詳細の要素技術別発展持続性と新規探索研究分野の分析、特許紛争現況及び主な出願人の特許確保推移、特許観点有望技術要素及び候補 R&amp;D 課題の提示</li> </ul>	<p>電子ファイル (USB)配布</p>

特許庁のキム・テマン産業財産政策局長は「特許は高級技術情報であって、これを深層分析すれば、国別・企業別 R&D 戦略を把握し、韓国が目指すべき方向を見出すことができる。今年は今まで構築してきた青写真特許データを政府 R&D 投資情報や企業売上情報等と連携した高級技術情報に拡大して「青写真特許データセンター」を構築するとともに、特許情報の確保に困難を抱える中小企業向けの特許分析も新たに提供する計画だ」と述べた。

特許庁は R&D を行う各省庁や研究管理専門機関、産業分野別関連協会等に報告書を提供して、国家研究開発の現場で活用できるようにする予定であり、民間企業や大学、研究所等も申込みにより報告書を手に入れる。

詳しい事項は、特許庁([www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr))と韓国知識財産戦略院([www.kista.re.kr](http://www.kista.re.kr))のホームページで確認できる。

※ お問い合わせ:韓国知識財産戦略院の創意革新チーム(02-3287-4295、4378)

2-8 特許庁、医療機器 IP 協議体定期総会を開催

韓国特許庁(2016.3.13.)

□ 特許庁は、3つの医療団地及び関係機関\*と医療機器特許分野の支援政策を議論するために3月18日、コエックス(ソウル市江南区三成洞)にて「医療機器 IP 協議体定期総会」を開催する。

\* (3つの医療団地)の五松先端医療産業振興財団や大邱慶北先端医療産業振興財団、原州医療機器テクノバレー、(関係機関)医療機器産業協会、医療機器工業協同組合

○ 「医療機器 IP 協議体」は、医療機器メーカーの特許競争力の強化を目的に、特許庁と医療団地及び関係機関が共同で結成したもので、

-2015年発足以来、医療機器メーカーを対象に各企業に適する特許戦略の策定、公共機関 IP の技術移転活動等を支援している。

○ 今回の定期総会では、この1年間の協議体の支援成果と2016年推進計画を検討する一方、今年から新たに推進される医療機器分野の公衆審査に関する具体的な推進方向を話し合う予定だ。

〈公衆審査とは〉

◆ 審査官が特許を審査する過程において、より正確な判断を下すことができるよう、技術専門家の意見や諮問を参考にする。

◆ (協議体)専門家プールを構成→(特許庁)外部の諮問が必要な特許分類を選定→(協議体)専門家プールを利用して専門家を推薦→(特許庁)専門家の諮問を参考にして特許審査を実施

□ 続いて午後3時から医療機器分野の中小・中堅企業を対象に「医療機器特許認識向上セミナー」を開催する。

○ 特許に対する認識を向上させ、特許動向及び関連支援政策を共有するために開かれる同セミナーは、計3つのセッションに分けて行われる予定であり、詳しい内容は以下のとおりである。

〈医療機器特許認識向上セミナーの細部内容〉

- ① (特許庁の中小・中堅企業支援施策) 特許の創出・活用・保護の全分野で特許庁が中小・中堅企業を支援する政策に対する情報を提供
  - ② (医療機器特許出願及び登録の動向) 特許庁が医療機器分野の特許を別途分類し、出願及び登録の動向を分析した結果を共有
  - ③ (医療技術分野の特許係争事例及び紛争対応策) 医療機器分野の代表的な特許紛争事例を紹介し、実際特許紛争が発生する場合に中小・中堅企業が取るべき初期対応策及び特許庁の支援政策を提示
- 特許庁のチェ・ジョンユン医療機器審査チーム長は
- 「特許紛争は世界的に深刻な問題に浮上しているにもかかわらず、実際に紛争を経験したことのない中小・中堅企業の大半が特許に対する認識が低いのが実情だ」とし、
  - 「今回のセミナーを通じて医療機器分野に従事する中小・中堅企業が特許の必要性を実感して特許紛争に備えることができることを望んでおり、特許庁もこれと関連した政策を持続的に発掘して支援する予定だ」と述べた。

2-9 特許庁、中小企業を対象に「知的財産経営診断事業」を実施

韓国特許庁(2016. 3. 13.)

- 韓国特許庁は、中小・中堅企業が自社の知的財産経営<sup>2</sup>の現状を把握し、正しい方向性を確立できるよう「2016年度知的財産経営診断事業」を実施すると発表した。
- 多くの中小・中堅企業の場合、特許のような知的財産権の重要性について認識はしているものの、まだこれを戦略的に活用する能力は足りないのが実情だ。
- 知的財産経営診断事業は、このような中小・中堅企業の能力の向上を支援するため、知的財産専門家2人が企業を訪問し、知的財産経営のインフラ・活動・管理・実績・成果の5つの分野を集中点検する事業だ。

<sup>2</sup> 知的財産経営:特許・実用新案・デザイン・商標・営業秘密等、知的財産を企業の資産として活用する経営戦略を通じて収益を創出することで、企業の価値を高めるあらゆる活動

- 知的財産専門家は、診断以外にも不十分な部分又は懸案問題に対する解決策を提示し、中・長期知的財産経営戦略も共に提供する。
- 特に、今年は新たに参加する企業のための「診断中心型」と既存の参加企業のための「コンサルティング中心型」が同時に運営され、既存の参加企業の再参加も可能だ。
- 今回の支援事業の総予算規模は3億ウォンと、上・下半期にそれぞれ約15社を支援する予定だ。
- 特許庁のキム・テマン産業財産政策局長は「知的財産の管理に困難を抱え、又は知的財産関連業務の推進方向に疑問を持つ企業にとっては、知的財産経営診断事業が大きく役立つだろう」と述べた。

### 模倣品関連及び知的財産権紛争

※今号はありません。

### デザイン（意匠）、商標動向

#### 4-1 2015年商標・デザイン出願上位10社を発表

韓国特許庁(2016.3.8)

特許庁は、商標・デザイン出願件数上位10社の出願現況調査結果を発表し、商標ではLG電子が、デザインではサムスン電子がそれぞれ1位を占めたと明らかにした。

2015年の1年間、商標を最も多く出願した大企業は2,665件を出願した(株)LG電子となり、(株)LG生活健康、(株)アモーレパシフィックの順であることが調査から明らかになった。

中堅企業では(株)カカオが462件で最多で、次いで(株)フォワードベンチャーズ、

(株) プルムウォンの順となり、中小企業では、モバイルサービス「クチャ」で有名な(株) イエローモバイルが 758 件で最も多く、(株) スタービジョン、(株) ジエスの順でとなった。

一方、外国企業では 130 件を出願したアップルが 1 位を占め、次いでパイフェイスホールディングス、ファーウェイ、ジョンソン・エンド・ジョンソンの順だった。

商標出願と関連し大企業では、(株) LG 電子、(株) サムスン電子等、通信分野と(株) アモーレパシフィック、(株) ザーフェイスショップ等の化粧品分野が好調だった半面、中堅・中小企業では(株) カカオ、(株) イエローモバイルのようなモバイルサービス企業とスキンケア、(株) アトミ等の化粧品企業が多数を占めた。

これは、昨年一年間、スマートフォンと関連サービス、化粧品に対する需要を各企業が積極的に反映して新製品の研究開発やマーケティング活動を強化したためとみられる。

2015年にデザインを最も多く出願した大企業は、1,230件を出願した(株)サムスン電子で、(株)LG電子、(株)CJ第一製糖の順であることが分かった。

中堅企業では、(株)コーウェイが 73 件で最も多く、次いで(株)双竜自動車、(株)大宇ウィニアの順となり、中小企業では、(株)ジェイ・スタイル・コリアが 304 件で最も多く、(株)ラインテキスタイル、(株)テアンテキスタイルの順となった。

一方、外国企業では 248 件を出願したナイキが 1 位を占めており、以降にアップル、マイクロソフトの順となった。

デザイン出願と関連して大企業では、(株)サムスン電子、(株)LG電子のような通信分野と(株)現代自動車、(株)起亜自動車等の自動車分野が好調だった反面、中堅企業では、(株)コーウェイ、(株)大宇ウィニア等の生活家電企業が、中小企業では(株)ジェイ・スタイル・コリア、(株)ラインテキスタイル等のファッション企業が多数を占めた。

大企業と中堅企業の場合、主に TV、スマートフォン等の電子製品と浄水器、エアコンのような生活家電分野で、中小企業の場合は主に衣類や宝石等において新規デザインの創出に注力したためと分析される。

特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン審査局長は「商標・デザイン出願の流れを主導

する企業の出願動向を随時把握し、定期的な懇談会等を通じて企業とのコミュニケーションを強化していくつもりだ」と述べた。

<参考資料>

□ 2015年商標出願実績上位10社 (単位:件)

区分	大企業	出願 件数	中堅企業	出願 件数	中小企業	出願 件数
1	LG 電子	2,665	カカオ	462	イエローモバイル	758
2	LG 生活健康	1,991	フォーワード ベンチャーズ	357	スタービジョン	271
3	アモーレ パシフィック	870	ブルムウォン	274	ジェス	228
4	LGU+	561	東亜エステイ	259	パール	167
5	ホテルロッテ	389	スキンフード	216	ネプス	155
6	ザ・フェイス ショップ	358	一同製薬	190	ブルスウォン	149
7	ロッテ製菓	348	パルクロワッサン	183	アトミ	143
8	サムスン物産	329	ウィメプ	180	レヴィフォース	136
9	韓国人参公社	301	エイブルシアンドシ	158	ネイチャー リパブリック	134
10	サムスン電子	291	コーウェイ	154	シエンピ コスメティクス	132

\* 外国企業の商標出願は、アップル(130件)、パイフェイスホールディングス(128件)、  
ファーウェイ(122件)、ジョンソン・エンド・ジョンソン(116件)の順

\*\* 資料出所:韓国特許情報院

□ 2015年デザイン出願実績上位10社 (単位:件)

区分	大企業	出願 件数	中堅企業	出願 件数	中小企業	出願 件数
1	サムスン電子	1,230	コーウェイ	73	ジェイ・スタイル・コ リア	304
2	LG 電子	1,016	双龍自動車	61	ラインテキスタイル	203
3	CJ 第一製糖	622	大宇ウィニア	49	テアンテキスタイル	193
4	LG 生活健康	238	ビアルコリア	47	シスリー	135

5	現代自動車	227	オリオン	46	ソウル壁紙	126
6	起亜自動車	161	ネイバー	40	ケイエンディ	115
7	アモーレ パシフィック	145	ゴルドウンデュ	35	レックス ダイヤモンド	94
8	コーロン インダストリー	143	東洋マジック	34	優性安全	94
9	LG ハウシス	131	アイエス東西	32	ジェイシテック	88
10	ロッテ製菓	116	韓国冶金	32	世人環境デザイン	76

\* 外国企業のデザイン出願は、ナイキ(248件)、アップル(194件)、マイクロソフト(162件)、GMグローバル(111件)の順

\*\* 資料出所:韓国特許情報院

#### 4-2 特許庁、デザイン保護ガイドブックを発刊

韓国特許庁(2016. 3. 11)

特許庁は、デザイナーやスタートアップ企業が自分の創作物を効果的に保護する上で役立つよう、出願及び紛争対応戦略をまとめた「デザイン保護ガイドブック (DESIGN InterPlay)」をデザインマップ\*で提供することを明らかにした。

\* デザインマップ: 国内外のデザイン公報の検索、デザイン出願戦略・紛争情報等のコンテンツを提供するデザイン権ポータルサイト (designmap.or.kr)

同ガイドブックは、出願過程から権利行使段階までにおいて、デザインを効果的に保護するための総合戦略を豊富な事例を持って紹介することにより、専門家でなくても、誰でも容易にデザイン保護戦略を理解し、現場で活用できるように構成された。

特に、同ガイドブックで扱われる内容は、昨年特許庁が地域デザインセンターと共催した2015デザイン保護フォーラムや出張型デザイン大学セミナー及び企業懇談会等で多く出た質疑事項を選別したものであって、需要者の目線に合わせてその解答を整理したのが主な特徴だ。

例えば、▲デザイン権利を幅広く獲得できる方法(部分デザイン)、▲海外デザイン権獲得戦略、▲ロゴ・キャラクター保護に向けた多角的戦略、▲先行デザイン検索方法、▲紛争発生時対応要領等、直ちに活用できる出願及び紛争対応戦略を実際の事例を持って提供している。

同ガイドブックの主なノウハウは、デザイン保護法に関する専門的な知識や経験が足りないデザイナー・スタートアップ企業が自分の大切な創作物をデザイン権利として確保する際に実質的に役立つものと期待される。

特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン審査局長は「創造経済の主役であるデザイナーやスタートアップ企業が骨身を削る努力で創作したデザインを効果的に保護できるよう、今後も多様な情報を提供する一方、創作者の権利が尊重されるデザイン保護生態系の構築に向けて現場とコミュニケーションを拡大し、関連制度を整備していく計画」と述べた。

## その他一般

### 5-1 自動車ヘッドアップディスプレイに関する特許出願が増加傾向

韓国特許庁(2016. 3. 7.)

SF映画「アイアンマン」では、最先端の鉄製スーツを着て飛行する主人公・トニー・スタークの目の前に様々な情報が広がる。飛行中に必要な気象情報や飛行速度、障害物や危険物等の情報が仮想スクリーンを通じてリアルタイムで提供される場面を見ることができ、映画でのみ起こるような場面が現実になりつつある。

自動車のフロントガラスに速度、ナビゲーションの案内等、走行情報を表示する装置をヘッドアップディスプレイ (HUD、Head-Up Display) という。

特許庁によると、過去10年(2006～2015年)間の自動車ヘッドアップディスプレイに関する特許出願は計504件と、活発に行われている。

これまでのヘッドアップディスプレイには、ハーフミラー(反射フィルム)を自動車のフロントガラス側の一部に設置し、下段で照射される映像を反射して走行速度や方向指示等簡単な走行情報を提供する方式が主に利用された。

しかし、最近では、自動車のフロントガラスに透明ディスプレイを設置し、フロントカメラやGPS、各種センサー等と連動して走行情報を直接表示する方式が導入されている。

主要出願人としては、現代自動車が 53 件で最も多く、現代オートローン(33 件)、LG 電子(28 件)、デンソー(日本、22 件)の順となった。

一方、出願主体別にみると、韓国人が 303 件(60.1%)、外国人が 201 件(39.9%)を占めており、韓国人の中では、大企業(164 件、32.5%)、中小企業(81 件、16.1%)、個人(31 件、6.2%)の順となる。

細部技術別に見ると、ヘッドアップディスプレイ構造及び配置関連技術(172 件、34.1%)、光学技術(132 件、26.2%)、走行環境認識技術(71 件、14.1%)等が多く出願された。

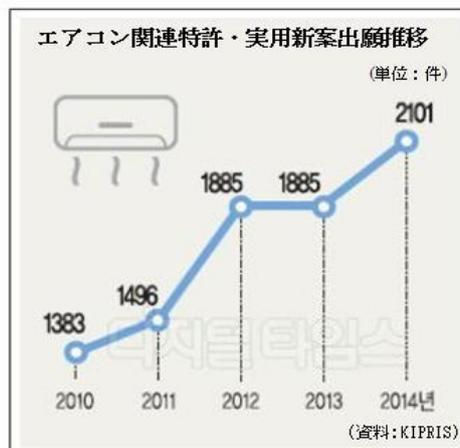
特許庁のキム・ジェムン ディスプレイ機器審査チーム長は「スマートフォン自動車時代を迎え、自動車に IT 技術が本格的に取り入れられている。ヘッドアップディスプレイの普及で自動車ディスプレイ市場が大きく拡大するだろう」と予想した。

## 5-2 エアコン関連特許出願、5年間で50%急増

デジタルタイムズ(2016.3.9.)

空気浄化技術を始めとするエアコン技術の競争激化に伴い、エアコン関連特許件数が5年間で50%以上増えた。エアコン市場が飽和状態に入り、空気清浄技術や風を制御する技術等、技術の高度化による製品の差別化に焦点を当てている。

特許庁によると、2008年～2009年の経済危機によって激減していたエアコン特許出願件数は2010年以降再び増加している。過去5年間エアコン関連特許・実用新案出願件数は、2010年1383件から2013年1885件、2014年2101件と、約52%急増した。



これは、エアコン市場が安定化の段階に入っており、差別化した技術開発やエネルギー効率問題を改善しなければ、競争で生き残ることが難しいためとみられる。

特許庁の関係者は「最近、エネルギー効率等級基準がさらに上方修正され、エネルギー効率1等級を受けるための関連会社間での技術開発競争がさらに激化する見通しだ。最近使用者に合わせたエアコン制御技術や室内活動量を感知して運転方式を決める技術、室内のほこり等を感知する技術に係る特許出願が増えた」と話した。こうしたことから、関連企業は、差別化した技術開発に集中し、使用者が求めるエアコンシステムや風の強さを反映するために努力している。国内エアコン市場の先導企業であるLG電子は、エアコン関連特許出願で全体の約42%を占めているほど技術開発に積極的に取り組んでいる。今年の新製品は、人体感知カメラを利用してリアルタイムで人の形象や室内状況を把握し、風量や方向を自動的に設定する。

サムスン電子も空気調和機システム制御技術を保有しており、今回の新製品は、メタルリングパネルに適用された約13万5000のマイクロホール技術で室内温度を一定に保てるようにした。

キャリアエアコンは、漢陽大学と共同で1年にわたって研究してきたウルトラ・ハイブリッドファンを採用することで空気抵抗を最小限に減らした生体力学技術と、少ないエネルギーで長く飛行する航空工学技術を融合し、今年の新製品を発売した。

業界の関係者は、「今年エアコン製品は、基本的に強いエアコンの風を当たり続けることを心配するユーザーのために、エアコンの風量調節機能に主力した。今後も引き続き、使用者が求める微細な風量調節技術や室内状況と活動量に合わせた技術の開発に努めていく計画だ」と話した。

キム・ウン記者 silverkim@dt.co.kr

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

[http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW\\_GIj5ntM53\\_3CF1ZAZAZ](http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム